

## 緊急事態対策訓練の実施について

2016年3月3日

当社は、本日、浜岡原子力発電所の原子炉施設保安規定<sup>※1</sup>に基づき、緊急事態対策訓練を実施しましたので、お知らせいたします。

訓練は、原子力災害の発生時における、災害対策組織および対策要員の緊急時の対応能力向上を目的としておこないました。今回の訓練では、浜岡原子力発電所4号機の安全性向上対策工事が完了したとの想定で、炉心損傷への対応、格納容器破損防止対応までの訓練をおこないました。

### 【緊急事態対策訓練について】

- 1 訓練日時 2016年3月3日(木) 9時～16時
- 2 訓練場所 浜岡原子力発電所、本店、東京支社、静岡支店等(約600名)
- 3 訓練概要

浜岡原子力発電所4号機が安全性向上対策工事の完了し運転しているとの想定のもと、炉心損傷が発生することを前提に、以下の各項目の訓練を実施しました。

訓練項目	主な訓練内容
シビアアクシデント対応訓練	可搬型取水ポンプおよび注水ポンプの設置ならびにホースの敷設等
通報訓練	社内および社外(模擬)に対して通報連絡
避難誘導訓練	安否確認結果の集約および安否未確認者の搜索
緊急被ばく医療訓練	放射線管理区域内のけが人の搬出訓練
モニタリング訓練	可搬型モニタリングポストを用いた環境モニタリング
その他訓練	対策本部の運営、緊急事態対策要員の動員等

今後とも継続的に訓練を実施し、対応能力の強化を図ってまいります。

※1 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上

訓練の様子



緊急時対策所での対応の様子



可搬型取水ポンプ・注水ポンプでの対応の様子